

1961.12.31 法律第 952 号

1963.03.05 法律第 1294 号

1973.02.08 法律第 2508 号

1973.12.31 法律第 2661 号

1980.12.31 法律第 3328 号

1982.11.29 法律第 3567 号

1986.12.31 法律第 3893 号

1990.01.13 法律第 4209 号

[全文改正]

1993.12.10 法律第 4596 号

1995.01.05 法律第 4893 号

1995.12.29 法律第 5081 号

1997.04.10 法律第 5330 号

1998.09.23 法律第 5577 号

[全文改正]

2001.02.03 法律第 6412 号

2002.12.11 法律第 6766 号

2004.12.31 法律第 7289 号

2005.05.31 法律第 7555 号

第1章 総 則

第1条(目的) この法は、実用的な考案を保護・奨励しその利用を図ることにより技術の発展を促進して産業発展に貢献することを目的とする。

第2条(定義) この法で使用する用語の定義は、次の通りである。

- 1.“考案”とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。
- 2.“登録実用新案”とは、実用新案登録を受けた考案をいう。
- 3.“実施”とは、考案に関する物品を生産・使用・譲渡・貸与又は輸入したりその物品の譲渡又は貸与の請約(譲渡又は貸与のための展示を含む。以下同じ。)をする行為をいう。

第3条(手続の無効) ?特許庁長又は特許審判院長は、第 11 条の規定によって補正命令を受けた者が指定された期間内に補正をしない場合には、その実用新案登録に関する出願・請求その他の手続(以下、“実用新案登録に関する手続”という。)を無効にすることができます。

?特許庁長又は特許審判院長は、第 1 項の規定によってその手続が無効となった場合として、その期間を守ることができなかつたことが本人が責任を負うことができない事由によるものと認められたときには、その事由が消滅した日から 14 日以内に補正命令を受けた者の請求によってその無効処分を取り消すことができる。但し、その期間の満了日から 1 年が経過した場合には、この限りでない。

第3条の2(代理権の範囲) 国内に住所又は営業所を有した者から実用新案登録に関する手続を踏むことを委任された代理人は、特別な授權を得なければ実用新案登録出願の放棄・取下げ、申請又は請求の取下げ、第18条第1項の規定による優先権主張若しくはその取下げ、実用新案権の放棄、第54条・第54条の2の規定による審判請求又は復代理人の選任をすることができない。

[本条新設 2001.2.3]

第3条の3(複数当事者の代表) 2人以上が実用新案登録に関する手続を踏むときには、次の各号の1に該当する事項を除いては各自が全員を代表する。但し、代表者を選定して特許庁又は特許審判院に届け出たときには、この限りでない。

- 1.実用新案登録出願の放棄・取下げ
- 2.第18条第1項の規定による優先権主張又はその取下げ
- 3.申請又は請求の取下げ
- 4.第54条又は第54条の2の規定による審判請求

?第1項の但し書き規定によって届け出たときには、代表者に選任された事実を書面をもって証明しなければならない。

[本条新設 2001.2.3]

第4条(特許法の準用) 特許法第3条乃至第5条、第7条乃至第10条、第12条乃至第15条及び同法第17条乃至第28条の5の規定は、実用新案に関してこれを準用する。この場合、同法第4条中“出願審査の請求人”は“実用新案技術評価の請求人”と見なす。

第2章 実用新案登録要件及び実用新案登録出願

第5条(実用新案登録の要件) ?産業上利用することができる物品の形状・構造又は組合せに関する考案として、次の各号の1に該当するものを除いてはその考案に対して実用新案登録を受けることができる。

- 1.実用新案登録出願前に韓国内で公知されたり公然に実施された考案
- 2.実用新案登録出願前に韓国内又は韓国外で頒布された刊行物に掲載されたり、大統領令が定める電気通信回線を通じて公衆が利用可能になった考案

?実用新案登録出願前にその考案が属する技術分野で通常の知識を有した者が第1項各号の1に該当する考案によって極めて容易に考案することができるものである場合には、その考案に対しては第1項の規定にかかわらず実用新案登録を受けることができない。

?実用新案登録出願した考案が当該実用新案登録出願をした日以前に実用新案登録出願又は特許出願をして当該実用新案登録出願をした後に登録公告された他の実用新案登録出願、又は出願公開されたり登録公告された特許出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された考案若しくは発明と同一な場合に、その考案に対しては第1項の規定にかかわらず実用新案登録を受けることができない。但し、当該実用新案登録出願の考案者と他の実用新案登録出願の考案者若しくは特許出願の発明者が同一な場合又は当該実用新案登録出願の出願時の出願人と他の実用新案登録出願若しくは特許出願の出願人が同一な場合には、この限りでない。

?第3項の規定を適用するにおいて、他の実用新案登録出願又は特許出願が第57条第1項の規定によって実用新案登録出願と見なされる国際出願又は特許法第199条第1項の規定によって特許出願と見なされる国際出願(第71条第4項又は特許法第214条第4項の規定によって実用新案登録出願又は特許出願となる国際出願を含む。)である場合には、第3項中“出願公開”は“出願公開又は特許協力条約第21条の規定による国際公開”と見なし、“出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された考案若しくは発明”は“国際出願日に提出した国際出願の明細書・請求の範囲又は図面とその出願翻訳文に共に記載された考案又は発明”と見なす。

第6条(公知等がされていない考案と見なす場合) ?実用新案登録を受けることができる権利を有した者の考案が次の各号の1に該当する場合には、その日から6ヶ月以内に実用新案登録出願をすれば、その実用新案登録出願された考案に対して第5条第1項又は第2項の規定を適用するにおいては、その考案は第5条第1項各号の1に該当しないものと見なす。

1.実用新案登録を受けることができる権利を有した者がその考案に対して、次の各号の1の行為を行うことによって第5条第1項各号の1に該当することになった場合

イ.試験

ロ.刊行物への発表

ハ.大統領令が定める電気通信回線を通じた発表

二.産業資源部令が定める学術団体での書面発表

2.実用新案登録を受けることができる権利を有した者の意思に反して、その考案が第5条第1項各号の1に該当することになった場合

3.実用新案登録を受けることができる権利を有した者が、その考案を博覧会に出品することによって第5条第1項各号の1に該当することになった場合

イ.乃至二.

?第1項第1号及び第3号の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を実用新案登録出願と同時に特許庁長に提出し、これを証明することができる書類を実用新案登録出願日から30日以内に特許庁長に提出しなければならない。

第7条(実用新案登録を受けることができない考案) 次の各号の1に該当する考案に対しては、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず実用新案登録を受けることができない。

1.国旗又は勲章と同一であつたり類似した考案

2.公共の秩序又は善良な風俗を紊乱にしたり公衆の衛生を害するおそれがある考案

第8条(先出願) ?同一な考案に対して異なる日に2以上の実用新案登録出願があるときには、先に実用新案登録出願した者だけがその考案に対して実用新案登録を受けることができる。

?同一な考案に対して同じ日に2以上の実用新案登録出願があるときには、実用新案登録出願人の協議によって定められた一つの実用新案登録出願人だけがその考案に対して実用新案登録を受けることができる。但し、協議が成立しなかつたり協議をすることができないときには、どの実用新案登録出願人もその考案に対して実用新案登録を受けることができない。

?実用新案登録出願された考案と特許出願された発明が同一な場合として、その実用新案登録出願と特許出願が異なる日に出願されたものである場合には、実用新案登録出願人が特許出願人よりも先に出願した場合に限りその考案に対して実用新案登録を受けることができる。

?実用新案登録出願された考案と特許出願された発明が同一な場合として、その実用新案登録出願と特許出願が同じ日に出願されたものである場合には、実用新案登録出願に対してのみ権利設定登録を受けることに特許出願人と協議された場合に限り、実用新案登録を受けることができる。但し、特許出願と同じ日に出願された実用新案登録出願(第17条第3項の規定によって特許出願と同じ日に出願されたものと見なす実用新案登録出願を含む。)が第17条の規定による二重出願の場合には、この限りでない。

?実用新案登録出願又は特許出願が無効又は取り下げられたり実用新案登録出願が却下されたときには、その実用新案登録出願又は特許出願は第1項乃至第4項の規定を適用するにおいては最初からなかったものと見なす。

?考案者又は発明者以外の者として、実用新案登録を受けることができる権利又は特許を受けることができる権利の承継人でない者が行った実用新案登録出願又は特許出願は、第1項乃至第4項の規定を適用するにおいては最初からなかったものと見なす。

第9条(実用新案登録出願) ?実用新案登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した実用新案登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。

- 1.実用新案登録出願人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)
- 2.実用新案登録出願人の代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地(代理人が特許法人である場合にはその名称、事務所及び指定された弁理士の氏名)
- 3.
- 4.考案の名称
- 5.考案者の氏名及び住所
- 6.

?第1項の規定による実用新案登録出願書には、次の各号の事項を記載した明細書と図面及び要約書を添付しなければならない。

- 1.考案の名称
- 2.図面の簡単な説明
- 3.考案の詳細な説明
- 4.実用新案登録請求範囲

?第2項第3号の規定による考案の詳細な説明には、その考案が属する技術分野で通常の知識を有した者が容易に実施することができる程度にその考案の目的・構成及び効果を記載しなければならない。

?第2項第4号の規定による実用新案登録請求範囲には、保護を受けようとする事項を記載した項(以下、“請求項”という。)が1以上なければならない。その請求項は次の各号の要件を備えなければならない。

- 1.考案の詳細な説明によって裏付けられること
- 2.考案が明確で簡潔に記載されること
- 3.考案の構成になくてはならない事項だけで記載されること

?第2項第4号の規定による実用新案登録請求範囲の記載方法に関して必要な事項は、大統領令で定める。

?第2項の規定による要約書の記載方法等に関して必要な事項は、産業資源部令で定める。

第10条(1 実用新案登録出願の範囲) ?実用新案登録出願は、1考案を1実用新案登録出願とする。但し、一つの総括的考案の概念を形成する1群の考案に対して1実用新案登録出願とすることができる。

?第1項の規定による1実用新案登録出願の要件は、大統領令で定める。

第11条(手続の補正) 特許庁長又は特許審判院長は、実用新案登録に関する手続が次の各号の1に該当する場合には、期間を定めて補正を命じなければならない。<改正 2001.2.3, 2002.12.11>

- 1.第3条の2又は第4条で準用する特許法第3条第1項の規定に違反した場合
- 2.この法又はこの法による命令が定める方式に違反した場合
- 3.第29条第2項の規定に違反して最初1年分の登録料を納付しなかった場合
- 4.第30条の規定によって納付しなければならない手数料を納付しなかった場合

第12条(基礎的要件の審査及び出願却下) ?特許庁長は、審査官をして実用新案登録出願が次の各号の1に該当するかどうかに対して審査させる。

- 1.実用新案登録出願された考案が物品の形状・構造又は組合せに関する考案であるかの如何
- 2.実用新案登録出願された考案が第7条の規定に違反されず、実用新案登録を受けることができる考案であるかの如何
- 3.実用新案登録出願が第9条第5項の規定による記載方法に適するのか又は第10条の規定による実用新案登録出願の要件を備えたものであるかの如何
- 4.実用新案登録出願書に添付された明細書又は図面に必要な事項が記載され、その記載が明瞭なものであるかの如何
- 5.実用新案登録出願書に添付された明細書又は図面に関する補正が第14条の規定に違反されないかの如何

?審査官は、実用新案登録出願が次の各号の1に該当する場合には、期間を定めて実用新案登録出願書に添付された明細書又は図面に対して補正を命ずることができる。

- 1.実用新案登録出願に関する考案が物品の形状・構造又は組合せに関する考案でない場合
- 2.実用新案登録出願に関する考案が第7条の規定によって実用新案登録を受けることができない場合
- 3.実用新案登録出願が第9条第5項の規定による記載方法によらなかつたり、第10条の規定による実用新案登録出願の要件を備えていない場合
- 4.実用新案登録出願書に添付された明細書又は図面に必要な事項が記載されていなかつたり、その記載が顕著に不明瞭な場合
- 5.実用新案登録出願書に添付された明細書又は図面に関する補正が第14条の規定に違反した場合

?審査官は、第2項の規定によって補正命令を受けた者が指定された期間以内に補正をしなかつた場合には、その実用新案登録出願を却下しなければならない。この場合、却下決定は書面でしなければならなくその理由を付けなければならない。

[全文改正 2001.2.3]

第13条(実用新案登録出願等の補正) ?実用新案登録に関する手続を踏む者は、その事件が特許庁又は特許審判院に係属中にある場合に限り、その補正をすることができる。但し、実用新案登録出願書に添付された明細書・図面

又は要約書に対しては、実用新案登録出願日から産業資源部令が定める期間を経過した後にはこれを補正することができない。

?

第 14 条(明細書等の補正可能な範囲) 第 12 条第 2 項及び第 13 条の規定による明細書又は図面の補正是、実用新案登録出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された事項の範囲内でこれを行うことができる。

第 15 条(二重出願の補正に関する取扱い等)

?

?第 17 条の規定による二重出願が特許出願の出願書に最初に添付された明細書の特許請求範囲に記載された事項の範囲を外れたものと実用新案権の設定登録後に認められたときには、その二重出願はその出願書を提出したときに実用新案登録出願したものと見なす。

第 16 条(分割出願) ?実用新案登録出願人は、2 以上の考案を一つの実用新案登録出願とした場合には、第 12 条第 2 項及び第 13 条第 1 項但し書きの規定による補正期間以内にその一部を 1 以上の実用新案登録出願に分割することができる。

?第 1 項の規定によって当初の実用新案登録出願から分割された実用新案登録出願(以下、“分割出願”という。)は、当初の実用新案登録出願時に出願したものと見なす。但し、その分割出願に対して次の各号の規定を適用するにおいては、当該分割出願時に出願したものと見なす。

1.分割出願が第 5 条第 3 項で規定する他の実用新案登録出願又は特許法第 29 条第 3 項で規定する実用新案登録出願に該当して第 5 条第 3 項又は特許法第 29 条第 3 項の規定を適用する場合

2.第 6 条第 2 項の規定を適用する場合

3.第 18 条第 2 項の規定を適用する場合

4.第 20 条で準用する特許法第 54 条第 3 項の規定を適用する場合

?第 1 項の規定によって分割出願をする者は、分割出願時に分割出願書にその旨及び分割の基礎となった実用新案登録出願の表示をしなければならない。

?分割出願において第 20 条で準用する特許法第 54 条の規定による優先権を主張する者は、同条第 4 項の規定にかかわらず同項の規定による書類を分割出願をした日から 3 ヶ月以内に特許庁長に提出することができる。

第 17 条(二重出願) ?特許出願をした者は、特許法第 66 条の規定による特許決定書の謄本の送達を受けるまでその特許出願の出願書に最初に添付された明細書の特許請求範囲に記載された事項の範囲内で実用新案登録出願(以下、“二重出願”という。)をすることができる。但し、その特許出願に対して最初の特許拒絶決定の謄本の送達を受けた日から 30 日(第 4 条で準用する特許法第 15 条第 1 項の規定によって同法第 132 条の 3 の特許拒絶決定に対する審判請求期間が延長された場合には、その延長された期間)が経過したときには、この限りでない。

?第 1 項の規定によって二重出願をする者は、実用新案登録出願時に実用新案登録出願書にその旨及び二重出願の基礎となった特許出願の表示をしなければならない。

?第1項の規定による二重出願がある場合に、その実用新案登録出願は特許出願をしたときに出願されたものと見なす。但し、その実用新案登録出願に対して次の各号の規定を適用するにおいては当該二重出願時に出願したものと見なす。

1.実用新案登録出願が第5条第3項で規定する他の実用新案登録出願又は特許法第29条第3項で規定する実用新案登録出願に該当して第5条第3項又は特許法第29条第3項の規定を適用する場合

2.第6条第2項の規定を適用する場合

3.第18条第2項の規定を適用する場合

4.第20条で準用する特許法第54条第3項の規定を適用する場合

?第1項の規定による実用新案登録出願において、第20条で準用する特許法第54条の規定による優先権を主張する者は、同条第4項の規定にかかわらず同項の規定による書類を二重出願した日から3ヶ月以内に特許庁長に提出することができる。

第18条(実用新案登録出願等による優先権主張) ?実用新案登録を受けようとする者は、その実用新案登録出願した考案に対して彼が当該出願日前に行つた実用新案登録出願又は特許出願(実用新案登録若しくは特許を受けることができる権利を有したものに限り、以下、“先出願”という。)の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された考案を基にして優先権を主張することができる。但し、次の各号の1に該当する場合にはこの限りでない。

1.その実用新案登録出願が先出願の出願日から1年を経過して出願された場合

2.先出願が次の各目の1に該当する場合

イ.第16条第1項の規定による分割出願

ロ.第17条の規定による二重出願

ハ.特許法第52条第1項の規定による分割出願

二.特許法第53条の規定による二重出願

3.その実用新案登録出願時に先出願が放棄・無効・取下げ又は却下された場合

4.その実用新案登録出願時に先出願に対する特許可否決定又は審決が確定された場合

5.先出願がその実用新案登録出願時に第35条第2項の規定によって登録された場合

?第1項の規定による優先権を主張しようとする者は、実用新案登録出願時に実用新案登録出願書にその旨及び先出願の表示をしなければならない。

?第1項の規定により優先権主張をした者のうち第1項の

要件を備えた者は、先出願日(先出願日が2以上である場合には最先出願日)から1年4ヶ月以内に当該優先権主張を補正したり追加することができる。

?第1項の規定による優先権を伴う実用新案登録出願された考案のうち、その優先権主張の基礎となった先出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された考案(その先出願が第1項の規定による優先権主張又は工業所有権保護のためのパリ条約第4条D(1)の規定による優先権主張を伴う出願である場合には、その先出願に関して優先権主張の基礎となった出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された考案を除く。)に関して第5条第1項・第2項及び第3項本文、第6条第1項・第8条第1項乃至第4項・第38条第3号・第39条・第41条第1項及び第2項、第27条第4項で準用する特許法第77条第3項により準用される同法第136条第4項、第42条で準用する特許法第103条、特許法第36条第3項及び同法第98条、**デザイン保護法**第45条及び同法第52条第3項の規定を適用するにおいては、その実用新案登録出願は先出願の出願時に出願されたものと見なす。<改正2001.2.3、2004.12.31>

?第1項の規定による優先権主張をした実用新案登録出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された考案のうち、当該優先権主張の基礎となった先出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された考案(その先出願が第1項の規定による優先権主張又は工業所有権保護のためのパリ条約第4条D(1)の規定による優先権主張を伴う出願である場合には、その先出願に関して優先権主張の基礎となった出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された考案を除く。)に関して第5条第3項本文又は特許法第29条第3項本文の規定を適用するにおいては、その実用新案登録出願が登録公告されたときにその先出願に関して出願公開又は登録公告されたものと見なす。この場合、先出願が第57条第1項の規定によって実用新案登録出願と見なす国際出願又は特許法第199条第1項の規定によって特許出願と見なす国際出願(第71条第4項又は特許法第214条第4項の規定によって実用新案登録出願又は特許出願となる国際出願を含む。)である場合には、第5条第4項中“国際出願日に提出した国際出願の明細書・請求の範囲又は図面とその出願翻訳文に共に記載された考案又は発明”は“国際出願日に提出した国際出願の明細書・請求の範囲又は図面に記載された考案又は発明”と見なす。

第19条(先出願の取下げ等) ?第18条第1項の規定による優先権主張の基礎となった先出願は、その先出願が実用新案登録出願である場合には、その優先権主張をしたときにその先出願が特許出願である場合にはその出願日から1年3ヶ月を経過したときに取り下げられたものとみなす。但し、その先出願が次の各号の1に該当する場合には、この限りでない。

- 1.放棄・取下げ・無効又は却下された場合
- 2.特許可否決定又は審決が確定された場合
- 3.当該先出願を基礎とした優先権主張が取り下げられた場合
- 4.第35条第2項の規定によって登録された場合

?第18条第1項の規定による優先権主張を伴う実用新案登録出願の出願人は、先出願の出願日から1年3ヶ月を経過した後にはその優先権主張を取り下げることができない。

?第18条第1項の規定によって優先権主張をした実用新案登録出願が先出願の出願日から1年3ヶ月以内に取り下げられたときには、その優先権主張も同時に取り下げられたものと見なす。

第20条(特許法の準用) ?特許法第33条、第37条乃至第41条、第43条及び第44条の規定は、実用新案登録要件及び実用新案登録出願に関してこれを準用する。

?特許法第35条の規定は、実用新案登録出願に関してこれを準用する。この場合、“第33条第1項本文の規定による特許を受けることができる権利を有しない事由”は、“第25条第1項第2号又は第47条第1項第2号中、第20条で準用する特許法第33条第1項本文の規定による特許を受けることができる権利を有しない事由”とみなす。

?特許法第54条の規定は、実用新案登録出願に対する条約による優先権主張に関してこれを準用する。この場合、同条第7項中“第2項の要件を備えた者”は“第2項の要件を備えた者として第35条第1項の規定による設定登録を受ける前の者”に、“最先日から1年4ヶ月以内”は“最先日から1年4ヶ月以内として第35条第1項の規定による設定登録を受ける前”にみなす。[全文改正 2001.2.3]

第3章 実用新案技術評価

第 21 条(実用新案技術評価の請求) ?誰しも登録実用新案に対して特許庁長に技術評価を請求することができる。この場合、実用新案登録請求範囲の請求項が 2 以上のときには、全ての請求項に対して技術評価を請求しなければならない。

?第 1 項の規定による請求は、実用新案権の消滅後にもすることができる。但し、第 48 条で準用する特許法第 74 条第 3 項の規定による取消決定によって実用新案登録が取り消されたりこの法第 49 条第 1 項の規定による無効審判によって無効となった後には、この限りでない。

?第 1 項の規定による請求は、取り下げることができない。

?第 1 項の規定による技術評価の請求は、1 回に限りすることができる。但し、第 25 条第 2 項但し書きの規定により第 5 条第 3 項・第 4 項又は第 8 条第 1 項乃至第 4 項の規定に違反するか否を判断することができない場合には、その事由がなくなったときに追加で 1 回に限りこれを行うことができる。

?実用新案技術評価の請求手続等に関する必要な事項は、大統領令で定める。

第 22 条(審査官による実用新案技術評価) ?特許庁長は、第 21 条第 1 項の規定による請求があるときには、審査官をして登録実用新案に関して技術評価をするようにしなければならない。

?特許法第 57 条第 2 項の規定は、審査官の資格に関してこれを準用する。

第 23 条(請求事実の公報掲載) ?特許庁長は、実用新案登録出願の登録公告前に実用新案登録出願に関する技術評価の請求がある場合には、登録公告時にその旨を実用新案公報に掲載しなければならない。

?特許庁長は、実用新案登録公告後に登録実用新案に関して技術評価の請求があるときには、遅滞なくその旨を実用新案公報に掲載しなければならない。

?特許庁長は、実用新案権者でない者から技術評価の請求があるときには、その旨を実用新案権者に通知しなければならない。

第 24 条(先行技術の調査等) ?特許庁長は、実用新案技術評価において必要であると認める場合には、専門調査機関に先行技術の調査を依頼することができる。

?特許法第 58 条第 2 項及び第 58 条の 2 の規定は、実用新案技術評価等に関するこれを準用する。

?第 1 項の規定による専門調査機関の指定基準等、指定に関する必要な事項は、大統領令で定める。

第 25 条(技術評価の請求に対する決定) ?審査官は、技術評価の結果、次の各号の 1 に該当する事由があるときには、その実用新案登録を取り消すという旨の決定(以下、“実用新案登録取消決定”という。)をしなければならない。

1. 第 4 条で準用する特許法第 25 条、この法第 5 条・第 7 条・第 8 条第 1 項乃至第 4 項、第 9 条第 3 項又は第 4 項、この法第 20 条で準用する特許法同法第 44 条の規定に違反した場合

2. 第 20 条で準用する特許法第 33 条第 1 項本文の規定による特許を受けることができる権利を有しなかつたり、同条同項但し書きの規定により特許を受けることができない場合

3. 条約に違反した場合

4. 実用新案登録された後、その実用新案権者が第 4 条で準用する特許法第 25 条の規定によつて実用新案権を享有することができない者となつたり、その実用新案権が条約に違反した場合

5. 第 35 条第 2 項但し書きの規定に違反した場合

6.第 14 条の規定による範囲を外れた補正である場合

?審査官は、技術評価の結果、第 1 項各号の 1 に該当する事由がないときには、その実用新案登録を維持するという旨の決定(以下、“実用新案登録維持決定”という。)をしなければならない。但し、第 5 条第 3 項・第 4 項又は第 8 条第 1 項乃至第 4 項の規定に違反するかどうかを判断することができない場合には、その旨及び理由を記載しなければならない。

?審査官は、第 1 項の規定によって実用新案登録取消決定をしようとするときには、技術評価請求人及び実用新案権者(技術評価請求人と同一人でない場合に限る。)に取消理由を通知し、期間を定めて意見書を提出することができる機会を与えるなければならない。

?第 1 項の規定による実用新案登録取消決定が確定されたときには、その実用新案権は最初からなかったものと見なす。但し、第 1 項第 4 号の規定に該当し実用新案登録取消決定が確定されたときには、実用新案権はその実用新案登録が同号に該当することになったときからなかったものと見なす。

?第 2 項の規定による実用新案登録維持決定に対しては、不服することができない。

第 26 条(技術評価の請求に対する決定方式) ?技術評価の請求に対する決定は書面をもってしなければならず、その理由を付さなければならない。

?特許庁長は、第 1 項の規定による決定がある場合には、その謄本を技術評価請求人及び実用新案権者に送達しなければならない。

第 27 条(技術評価手続における実用新案登録の訂正) ?実用新案権者は、第 25 条第 3 項の規定によって指定された期間以内に登録実用新案の明細書又は図面に対して訂正を請求することができる。

?第 1 項の規定による訂正請求は、次の各号の 1 に該当する場合に限る。

1.実用新案登録請求範囲を減縮する場合

2.誤った記載を訂正する場合

3.分明でない記載を明確にする場合

?審査官は、第 1 項の規定による訂正請求があるときには、技術評価請求人が実用新案権者でない場合には、その技術評価請求人に訂正請求書の副本を送らなければならない。

?特許法第 77 条第 3 項の規定は、実用新案登録の訂正に関して準用する。

?特許庁長は、登録実用新案の明細書又は図面に対して訂正決定があるときには、その訂正内容を実用新案公報に掲載しなければならない。

第 28 条(技術評価手続の中止等) ?技術評価において必要なときには、実用新案登録異議申立に対する決定が確定されたり審決が確定されるまで又は訴訟手続が完結されるまでその技術評価手続を中止することができる。

?法院は、訴訟において必要な場合には、技術評価の請求に対する決定が確定されるまでその訴訟手続を中止することができる。

?第 1 項及び第 2 項の規定による中止に対しては、不服することができない。

第 28 条の 2(特許法の準用) 特許法第 142 条、第 148 条第 1 号乃至第 5 号及び第 7 号の規定は、実用新案の技術評価に関してこれを準用する。

[本条新設 2001.2.3]

第4章 登録料及び実用新案登録等

第29条(登録料) ?第35条第1項の規定による実用新案権の設定登録を受けようとする者又は実用新案権者は、登録料を納付しなければならない。

?第1項の規定による登録料のうち、最初1年分の登録料は実用新案登録出願(第16条の規定による分割出願及び第17条の規定による二重出願の場合には、それぞれ分割出願又は二重出願をいう。)と同時に納付しなければならない。

?第1項の規定による登録料とその納付方法及び納付期間等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第29条の2(登録料の追加納付等) ?実用新案権者は、第29条第3項の規定による登録料の納付期間が経過した後にも6ヶ月以内に登録料を追加納付することができる。

?第1項の規定によって登録料を追加納付するときには、納付しなければならない登録料の2倍の金額を納付しなければならない。

?第1項の規定による納付期間以内に登録料を納付しなかったとき(追加納付期間が満了になっても第29条の3第2項の規定による補填期間が満了にならなかった場合には、その補填期間以内に補填しなかったときをいう。)には、実用新案権者の実用新案権は登録料を納付する期間が経過したときに遡及してその実用新案権が消滅されたものと見なす。

[本条新設 2001.2.3]

第29条の3(登録料の補填) ?特許庁長は実用新案権者が第29条第3項または第29条の2第1項の規定による期間以内に登録料の一部を納付しなかった場合に、登録料の補填を命じなければならない。

?第1項の規定により補填命令を受けた者はその補填命令を受けた日から1ヶ月以内に登録料を補填することができる。

?第2項の規定により登録料を補填する者は次の各号の1に該当する場合に納付しなかった金額の2倍を納付しなければならない。

1.登録料を第29条第3項の規定による納付期間を経過して補填する場合

2.登録料を第29条の2第1項の規定による追加納付期間を経過して補填する場合

[本条新設 2002.12.11]

第29条の4(登録料の追加納付または補填による実用新案権の回復等) ?実用新案権者が責任を負うことができない事由により第29条の2第1項の規定による追加納付期間以内に登録料を追加納付しなかったとか第29条の3第2項の規定による補填期間以内に補填しなかった場合には、その事由が終了した日から14日以内にその登録料を追加納付するとか補填することができる。但し、追加納付期間の満了日または補填期間の満了日のうち遅い日から6ヶ月が経過したときは、この限りでない。

?第1項の規定による登録料を追加納付し、または補填した場合には、その実用新案権は第29条第3項で規定する登録料納付期間が経過したときに遡及して存続していたものと見なす。

?第 29 条の 2 第 1 項の規定による追加納付期間以内に登録料を納付しなかつたり、第 29 条の 3 第 2 項の規定による保全期間以内に保全しなかつたため実施中である登録考案の実用新案権が消滅した場合、その実用新案権者は追加納付期間または保全期間満了日から 3 月以内に第 29 条の規定による登録料の 3 倍を納付し、その消滅した権利の回復を申請することができる。この場合、その実用新案権は登録料納付期間が経過したときに遡及し存続していたものとみなす。

?第 2 項または第 3 項の規定による実用新案権の効力は、登録料追加納付期間が経過した日から追加納付し、または補填した日までの期間(以下、本条で“効力制限期間”という。)中に他人が実用新案を実施した行為に対しては効力が及ばない。<改正 2002.12.11、2005.5.31>

?効力制限期間中、国内で善意に第 2 項または第 3 項の規定による実用新案権による実用新案登録出願された考案の実施事業をしたり、その事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている考案又は事業の目的の範囲内でその実用新案登録出願された考案に対する実用新案権に対して通常実施権を有する。

?第 5 項の規定によって通常実施権を有した者は、実用新案権者又は専用実施権者に相当な対価を支給しなければならない。

[本条新設 2001.2.3]

第 30 条(手数料) ?実用新案登録に関する手続を踏む者又は実用新案技術評価を請求する者は、手数料を納付しなければならない。

?第 1 項の規定による手数料とその納付方法及び納付期間等に関する必要な事項は、産業資源部令で定める。

第 31 条(登録料等の返還) ?納付された登録料及び手数料は、これを返還しない。但し、次の各号の 1 に該当する場合には、納付した者の請求によってこれを返還する。

1.間違って納付された登録料及び手数料

2.第 25 条第 1 項又は第 48 条で準用する特許法第 74 条第 3 項の規定による実用新案登録取消決
定が確定されたり実用新案登録を無効とするという審決が確定された年度の次の年度からの登録料該当分

3.第 3 条第 1 項の規定によって無効となった出願に対して納付された登録料

4.第 12 条第 3 項の規定により却下された出願に対して納付された登録料

?特許庁長は、登録料及び手数料を誤って納付を受取ったときにはこれを納付した者に通知しなければならない。

?第 1 項第 1 号の登録料及び手数料の返還は、その間違って納付された事実が通知された日から、同項第 2 号及び第 3 号の登録料の返還は、無効処分・実用新案登録取消決定又は審決が確定された日からそれぞれ 1 年を経過したときには、これを請求することができない。

第 32 条(実用新案登録原簿) ?特許庁長は、特許庁に実用新案登録原簿を備置し、次の各号の事項を登録する。

1.実用新案権の設定・移転・消滅・回復又は処分の制限に関する事項

2.専用実施権又は通常実施権の設定・保存・移転・変更・消滅又は処分の制限に関する事
項

3.実用新案権・専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定・移転・消滅又は処分
の制限に関する事項

4.第 1 号乃至第 3 号に準ずる事項として、大統領令で定める事項

?第1項の規定による実用新案登録原簿は、その全部又は一部を磁気テープ等で作成することができる。

?登録実用新案の明細書及び図面その他大統領令が定める書類は、実用新案登録原簿の一部と見なす。

?実用新案登録原簿の登録手続及び作成方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第33条(実用新案登録証の交付) ?特許庁長は、実用新案権の設定登録をしたときには実用新案権者に実用新案登録証を交付しなければならない。

?特許庁長は、実用新案登録証が実用新案登録原簿その他これに準ずる書類と符合しないときには、申請に基づいて又は職権で実用新案登録証を回収して訂正交付したり、新しい実用新案登録証を交付しなければならない。

?特許庁長は、第51条第1項の訂正審判の審決が確定されたときには、その審決に従って新しい実用新案登録証を交付しなければならない。

第34条(特許法の準用) 特許法第80条及び第83条の規定は、登録料及び実用新案登録に関してこれを準用する。

第5章 実用新案権

第35条(実用新案権の設定登録及び登録公告) ?実用新案権は、設定登録によって発生する。

?特許庁長は、実用新案登録出願が第11条各号の1又は第12条各号の1に該当する場合とその出願が放棄又は取り下げられた場合を除いては、実用新案権の設定登録をしなければならない。但し、次の各号の1に該当する場合には、その特許権が放棄された場合に限り実用新案権の設定登録をしなければならない。

1.二重出願において、当該二重出願の基礎となった特許出願に対して特許権が設定登録された場合

2.実用新案権登録出願を基礎にして特許法第53条の規定による二重出願(以下、この号で“二重特許出願”という。)があり、当該二重特許出願に対して特許権が設定登録された場合

?特許庁長は、第2項の規定による実用新案権の設定登録があるときには、その登録実用新案に関して実用新案公報に登録公告をしなければならない。

?特許庁長は、第20条で準用する特許法第41条第1項の規定によって秘密として取り扱うよう命令された実用新案登録出願に対しては、秘密取扱い命令が解除されるまで第3項の登録公告を保留しなければならず、その秘密取扱い命令が解除されたときには遅滞なく登録公告をしなければならない。

?特許庁長は、第3項の登録公告がある日から3ヶ月間出願書類及びその付属物を公衆の閲覧に提供しなければならない。

?第3項の登録公告があるときには、誰でも当該考案が第25条第1項各号の1に該当するという旨の情報を証拠と共に特許庁長に提供することができる。

?第3項の規定によって実用新案公報に登録公告する事項は、大統領令で定める。

第36条(実用新案権の存続期間) ?実用新案権の存続期間は、第35条第1項の規定による実用新案権の設定登録された日から実用新案登録出願日以後10年になる日までとする。

?第20条で準用する特許法第35条の規定によって正当な権利者の実用新案登録出願が実用新案登録された場合、第1項の実用新案権の存続期間は無権利者の実用新案登録出願日の次の日から起算する。

?

?第15条第2項の規定によって二重出願の出願書を提出したときに実用新案登録出願されたものと見なす実用新案権に対する第1項の実用新案権の存続期間は、その設定登録がある日から二重出願の基礎となった特許出願の出願日以後10年になる日までとする。

第37条(実用新案権の効力) 実用新案権者は、業としてその登録実用新案を実施する権利を独占する。但し、その実用新案権に関して専用実施権を設定したときには、第42条で準用する特許法第100条第2項の規定によって専用実施権者がその登録実用新案を実施する権利を独占する範囲内では、この限りでない。

第38条(実用新案権の効力が及ばない範囲) 実用新案権の効力は、次の各号の1に該当する事項には及ばない。

- 1.研究又は試験をするための登録実用新案の実施
- 2.国内を通過するに過ぎない船舶・航空機・車輌又はこれに使用される機械・器具・装置
- 3.実用新案登録出願時から国内にある物

第39条(他の人の登録実用新案等との関係) 実用新案権者・専用実施権者又は通常実施権者は、当該登録実用新案がその実用新案登録出願日前に出願された他人の登録実用新案・特許発明若しくは登録デザイン又はこれと類似したデザインを利用したものであったり、当該実用新案権がその実用新案登録出願日前に出願された他人のデザイン権又は商標権と抵触される場合には、その実用新案権者・特許権者・デザイン権者又は商標権者の許諾を得ずには自己の登録実用新案を業として実施することができない。<改正 2001.2.3、2004.12.31>

第40条(無効審判請求登録前の実施による通常実施権) ?次の各号の1に該当する者が実用新案登録又は特許に対する無効審判請求の登録前に第25条第2項の規定による維持決定に基づいたり、その他相当な注意をしたにもかかわらず自己の登録実用新案が無効事由に該当することを知らずに韓国内でその考案の実施事業をしたりその事業の準備をしている場合または、自己の特許発明が無効事由に該当されることを知らずに、韓国内でその発明の実施事業をしたりその事業の準備をしている場合には、その実施又は準備をしている考案又は発明及び事業の目的の範囲内でその実用新案権に対して通常実施権を有するか、実用新案登録若しくは特許が無効となった当時に存在する実用新案権に対する専用実施権に対して通常実施権を有する。

- 1.同一考案に対する2以上の実用新案登録のうち、その一つを無効とした場合の原実用新案権者
- 2.登録実用新案と特許発明が同一でその特許を無効とした場合の原特許権者
- 3.実用新案登録を無効とし同一な考案に関して正当な権利者に実用新案登録をした場合の原実用新案権者
- 4.特許を無効としその発明と同一な考案に関して正当な権利者に実用新案登録をした場合の原特許権者
- 5.第1号乃至第4号の場合において、その無効となった実用新案権又は特許権に対して無効審判請求の登録当時に既に専用実施権若しくは通常実施権又はその専用実施権に対する通常実施権を取得し、その登録を受けた者。但し、特許法第118条第2項の規定に該当する者である場合には、登録を要さない。

?第1項の規定によって通常実施権を有するようになった者は、実用新案権者又は専用実施権者に相当な対価を支給しなければならない。

第41条(デザイン権の存続期間満了後の通常実施権) ?実用新案登録出願日前又は実用新案登録出願日と同じ日に出願され登録されたデザイン権がその実用新案権と抵触する場合、そのデザイン権の存続期間が満了されるときには、その原デザイン権者は原デザイン権の範囲内で当該実用新案権に対して通常実施権を有するか、そのデザイン権の存続期間満了当時に存在する実用新案権に対する専用実施権に対して通常実施権を有する。

?実用新案登録出願日前又は実用新案登録出願日と同じ日に出願され登録されたデザイン権がその実用新案権と抵触する場合、そのデザイン権の存続期間が満了されるときには、満了当時に存在するデザイン権に対する専用実施権を有した者又はそのデザイン権若しくは専用実施権に対する通常実施権(デザイン保護法第61条で準用する特許法第118条第1項の規定によって登録した通常実施権に限る。)を有した者は、原権利の範囲内で当該実用新案権に対して通常実施権を有するか、デザイン権の存続期間満了当時に存在する実用新案権に対する専用実施権に対して通常実施権を有する。

?第2項の規定によって通常実施権を有するようになった者は、実用新案権者又は専用実施権者に相当な対価を支給しなければならない。

第42条(特許法の準用) 特許法第97条・第99条乃至第103条・第106条乃至第116条・第118条乃至第125条及び第125条の2の規定は、実用新案権に関してこれを準用する。

第6章 実用新案権者の保護

第43条(侵害と見なす行為) 登録実用新案に関する物品の生産にのみ使用する物を生産・譲渡・貸与又は輸入したり業としてその物の譲渡又は貸与の請約をする行為は、実用新案権又は専用実施権を侵害したものと見なす。

第44条(実用新案登録維持決定謄本の提示) 実用新案権者又は専用実施権者は、第25条第2項の規定による実用新案登録維持決定の謄本を提示して警告した後でなければ、自己の実用新案権又は専用実施権の侵害者等に対してその権利行使することができない。

第45条(実用新案権者等の責任) ?実用新案権者又は専用実施権者は、自己の実用新案権又は専用実施権の侵害者等に対してその権利行使したり警告をした後にその実用新案登録に対して第48条で準用する特許法第74条第3項の規定による取消決定又は実用新案登録を無効とするという審決(第49条第1項第4号の規定による審決を除く。)が確定されたときには、その権利の行使又は警告によって相手方に負わせた損害を賠償する責任を負う。但し、第25条第2項の規定による維持決定に基づいたりその他相当な注意をしてその権利行使したり警告をしたときは、この限りでない。

?第1項の規定は、訂正請求又は訂正審判によって実用新案登録出願の出願書に添付された明細書又は図面が訂正されることにより、実用新案権の設定登録時の実用新案登録請求範囲に記載された考案の範囲に含まれないことになった権利行使したり警告した場合に関してこれを準用する。

第46条(特許法の準用) 特許法第126条・第128条・第130条・第131条及び第132条の規定は、実用新案権者の保護に関してこれを準用する。この場合、同法第130条中“他人の特許権又は専用実施権を侵害した者”は“第25条第2項の規定によって実用新案登録維持決定を受けた他人の実用新案権又は専用実施権を侵害した者”と見なす。

第7章 実用新案登録の異議申立

第47条(実用新案登録の異議申立) ?実用新案登録公告があるときには、誰でも登録公告日から3ヶ月以内に実用新案登録が次の各号の1に該当するということを理由に特許庁長に実用新案登録の異議申立をすることができる。この場合、実用新案登録請求範囲の請求項が2以上のときには、請求項ごとに実用新案登録の異議申立をすることができる。

1.第4条で準用する特許法第25条、この法第5条・第7条・第8条第1項乃至第4項、この法第20条で準用する特許法第44条の規定に違反した場合

2.第20条で準用する特許法第33条第1項本文の規定による特許を受けることができる権利を有しなかつたり、同条同項但し書きの規定より特許を受けることができない場合

3.条約に違反した場合

4.第9条第3項又は第4項の規定に違反した場合

4の2.第14条の規定による範囲を外れた補正である場合

5.第35条第2項但し書きの規定に違反した場合

?実用新案登録の異議申立をする者(以下、“実用新案登録異議申立人”という。)は、次の各号の事項を記載した実用新案登録の異議申立書に必要な証拠を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1.実用新案登録異議申立人の氏名と住所(法人の場合には、その名称及び営業所の所在地)

2.実用新案登録異議申立人の代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地(代理人が特許法人である場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名

3.実用新案登録異議申立の対象となる実用新案登録の表示

4.実用新案登録異議申立の理由及び必要な証拠の表示

?第49条第4項の規定は、実用新案登録異議申立に関してこれを準用する。

第48条(特許法の準用) 特許法第70条乃至第78条の2の規定は、実用新案登録異議申立に関してこれを準用する。この場合、同法第77条第3項前段中“第136条第2項乃至第5項”は“第136条第2項・第3項及び第5項”と見なし、同法第78条第1項中“特許異議申立に対する決定”は“実用新案技術評価の請求に対する決定又は実用新案登録異議申立に対する決定”と見なす。

第8章 審判・再審及び訴訟

第49条(実用新案登録の無効審判) ?利害関係人又は審査官は、実用新案登録が次の各号の1に該当する場合には無効審判を請求することができる。

1.第4条で準用する特許法第25条、この法第5条・第7条・第8条第1項乃至第4項・第9条第3項・第4項又はこの法第20条で準用する特許法第44条の規定に違反した場合

2.第20条で準用する特許法第33条第1項本文の規定による特許を受けることができる権利を有しなかつたり、同条同項但し書きの規定により特許を受けるころができない場合

3.条約に違反した場合

4.実用新案登録された後その実用新案権者が第4条で準用する特許法第25条の規定によって実用新案権を享有することができない者になつたり、その実用新案登録が条約に違反した場合

4の2.第14条の規定による範囲を外れた補正である場合

5.第35条第2項但し書きの規定に違反した場合

?第1項の規定による審判は、実用新案権が消滅された後にもこれを請求することができる。

?実用新案登録を無効にするという審決が確定されたときには、その実用新案権は最初からなかったものと見なす。

但し、第1項第4号の規定によって実用新案登録を無効にするという審決が確定されたときには、実用新案権はその実用新案登録が同号に該当することになったときからなかったものと見なす。

?審判長は、第1項の審判の請求があるときには、その旨を当該実用新案権の専用実施権者その他実用新案登録に関して登録をした権利を有する者に通知しなければならない。

第49条の2(実用新案登録無効審判手続での実用新案登録の訂正) ?第49条第1項の規定による無効審判の被請求人となる実用新案権者は、第27条第2項各号の1に該当する場合に限り、登録実用新案の明細書又は図面に対して訂正を請求することができる。

?第1項の規定による訂正請求は、第56条で準用する特許法第147条第1項または第159条第1項後段の規定により指定された期間以内にこれを行わなければならない。

?審判長は、第1項の規定による訂正請求があるときには、その副本を第49条第1項の規定による審判の請求人に送達しなければならない。

?第51条第2項乃至第4項・第6項乃至第10項、第55条第1項・第2項・第5項及び法第56条で準用する特許法第139条第3項の規定は、第1項の規定による実用新案登録訂正請求に関してこれを準用する。この場合、第51条第9項中“第56条で準用する特許法第162条第3項の規定による通知がある前(同条第4項の規定によって審理が再開された場合には、その後再び同条第3項の規定による審理終結の通知がある前)に限り”は“第51条第4項の規定による通知があるときには、その指定された期間以内に限り”と見なす。

[本条新設 2001.2.3]

第50条(権利範囲確認審判) 実用新案権者又は利害関係人は、登録実用新案の保護範囲を確認するために実用新案権の権利範囲確認審判を請求することができる。この場合、実用新案登録請求範囲の請求項が2以上のときには請求項ごとに請求することができる。

第51条(訂正審判) ?実用新案権者は、第27条第2項各号の1に該当する場合には登録実用新案の明細書又は図面に対して訂正審判を請求することができる。但し、実用新案技術評価・実用新案登録の異議申立又は実用新案登録の無効審判が特許庁又は特許審判院に係属されている場合には、この限りでない。

?第1項の規定による明細書又は図面の訂正は、実用新案登録出願書に添付された明細書又は図面に記載された事項(第27項第2号の規定により誤った記載を訂正する場合には、実用新案登録出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された事項に限る。)の範囲内でこれを行うことができる。

?第1項の規定による明細書又は図面の訂正は、実用新案登録請求範囲を実質的に拡張したり変更することができない。

?審判官は、第1項の審判請求が**第27条第2項**各号の1に該当しなかったり**第2項または第3項**の規定に違反すると認める場合には、請求人にその理由を通知し期間を定めて意見書を提出することができる機会を与えなければならない。

?第1項の審判は、実用新案権が消滅された後にもこれを請求することができる。但し、第25条第1項又は第48条で準用する特許法第74条第3項の規定による取消決定によって実用新案登録が取り消されたり審決によって実用新案登録が無効となつた後には、この限りでない。

?実用新案権者は、専用実施権者・質権者または第20条で準用する特許法第39条第1項、この法第42条で準用する特許法第100条第4項及び同法第102条第1項の規定による通常実施権者の同意を得られずには第1項の審判を請求することができない。

?特許審判院長は、第1項の規定による審判によって登録実用新案の明細書又は図面に対する訂正がある場合には、その内容を特許庁長に通報しなければならない。

?登録実用新案の明細書又は図面に対して訂正をするという審決が確定されたときには、その訂正後の明細書又は図面によって実用新案登録出願及び実用新案権の設定登録がされたものと見なす。

?第1項の規定により訂正審判を請求した者は、第56条で準用する特許法第162条第3項の規定による通知がある前(同条第4項の規定によって審理が再開された場合には、その後再び同条第3項の規定による審理終結の通知がある前)に限り第55条第5項の規定による審判請求書に添付され訂正した明細書又は図面に対して補正をすることができる。

?特許庁長は、第7項の規定による通報があるときには、これを実用新案公報に掲載しなければならない。

[全文改正 2001.2.3]

第52条(訂正の無効審判) ?利害関係人又は審査官は、第27条第1項、第49条の2第1項又は第51条第1項又は第48条で準用する特許法第77条第1項の規定による登録実用新案の明細書又は図面に対する訂正が次の各号の1に該当する規定に違反した場合には、その訂正の無効審判を請求することができる。

1.第27条第2項各号の1

2.第51条第2項又は第3項(第49条の2第4項で準用する場合を含む。)

3.第27条第4項又は第48条で準用する特許法第77条第3項中同法第136条第2項乃至第4項の1

?第49条第2項及び第4項の規定は、第1項の審判の請求に関してこれを準用する。

?第1項の規定による審判の被請求人となる実用新案権者は、第56条で準用する特許法第147条第1項又は第159条第1項後段の規定により指定された期間以内に第27条第2項各号の1に該当する場合に限り、登録実用新案の明細書又は図面に対する訂正を請求することができる。

?第49条の2第3項及び第4項の規定は、第1項の訂正請求に関してこれを準用する。この場合、第49条の2第3項中“第49条第1項”は“第52条第1項”と見なす。

?第 1 項の規定によって訂正を無効にするという審決が確定されたときには、その訂正是最初からなかったものと見なす。

[全文改正 2001.2.3]

第53条(通常実施権許与の審判) ?実用新案権者・専用実施権者又は通常実施権者は、当該登録実用新案が第39条の規定に該当してその登録実用新案の実施許諾を得ようとする場合に許諾要請を受けた他人が正当な理由なしに許諾しなかったり、その他の人の許諾を受けることができないときには、自己の登録実用新案の実施に必要な範囲内で通常実施権許与の審判を請求することができる。

?第 1 項の規定による請求がある場合には、その登録実用新案がその登録実用新案の出願日前に出願された他人の登録実用新案又は特許発明に比べ相当な経済的価値がある重要な技術的進歩をもたらすものである場合に限り、通常実施権の許与をすることができる。

?第 1 項の審判によって通常実施権を許与した者がその通常実施権の許与を受けた者の登録実用新案の実施をしようとする場合にその通常実施権の許与を受けた者が実施を許諾しなかったり許諾を受けることができないときには、実施を必要とする登録実用新案の範囲内で通常実施権許与の審判を請求することができる。

?第 1 項及び第 3 項の規定によって許与を受けた通常実施権者は、実用新案権者・特許権者・**デザイン権者**又はその専用実施権者に対して対価を支給しなければならない。但し、自己が責任を負うことができない事由によって支給することができないときには、その対価を供託しなければならない。

?第 4 項の通常実施権者は、その対価を支給しなかったり供託をしなければ、その登録実用新案・特許発明又は**登録デザイン**又は**登録デザイン**と類似した**デザイン**を実施することができない。

第 54 条(実用新案登録取消決定に対する審判) 第 25 条第 1 項又は第 48 条で準用する特許法第 74 条第 3 項の規定による実用新案登録取消決定を受けた者が不服があるときには、取消決定の謄本の送達を受けた日から 30 日以内に審判を請求することができる。

第 54 条の 2(実用新案登録出願の却下決定に対する審判) 第 12 条第 3 項の規定によって却下決定を受けた者がその決定に不服があるときには、その決定謄本の送達を受けた日から 30 日以内に審判を請求することができる。

[本条新設 2001.2.3]

第 55 条(審判請求方式) ?審判を請求しようとする者は、次の各号の事項を記載した審判請求書を特許審判院長に提出しなければならない。但し、第 54 条の規定による実用新案登録取消決定に対する審判を請求する場合又は第 54 条の 2 の規定による実用新案登録出願の却下決定に対する審判を請求する場合には、審判請求書に特許法第 140 条の 2 第 1 項各号の事項を記載しなければならない。

- 1.当事者の氏名と住所(法人の場合には、その名称及び営業所の所在地)
- 2.審判請求人の代理人がいる場合には、代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地(代理人が特許法人である場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)
- 3.審判事件の表示
- 4.請求の旨及びその理由

?第1項の規定によって提出された審判請求書の補正は、その要旨を変更することができない。但し、第1項第4号の規定による請求の理由を補正する場合には、この限りでない。

?第53条第1項の通常実施権許与審判の審判請求書には、第1項各号の事項以外に次の各号の事項を記載しなければならない。

- 1.実施を要する自己の実用新案登録の番号及び名称
- 2.実施されなければならない他人の特許発明・登録実用新案若しくは登録デザインの番号・名称及び特許若しくは登録の年月日
- 3.特許発明・登録実用新案又は登録デザインの通常実施権の範囲・期間及び対価

?第50条の規定による権利範囲確認審判を請求しようとするときには、審判請求書に登録実用新案と対比され得る説明書及び必要な図面を添付しなければならない。

?第51条第1項の訂正審判を請求するときには、審判請求書に訂正した明細書又は図面を添付しなければならない。

第56条(特許法の準用) 特許法第139条・第140条の2第2項・第141条乃至第166条・第171条第2項・第172条・第176条及び同法第178条乃至第191条の規定は、審判・再審及び訴訟に関してこれを準用する。この場合、同法第140条の2第2項中“特許異議申立人”は“実用新案技術評価請求人又は実用新案登録異議申立人”、第164条第1項中“特許異議申立に対する決定”は“実用新案技術評価の請求又は実用新案登録異議申立に対する決定”、第172条中“審査又は特許異議申立”は“審査・実用新案技術評価又は実用新案登録異議申立”とそれぞれ見なす。

第9章 特許協力条約による国際出願

第57条(国際出願による実用新案登録出願) ?特許協力条約によって国際出願日が認められた国際出願として実用新案登録を受けるために大韓民国を指定国に指定した国際出願は、その国際出願日に出願された実用新案登録出願と見なす。

?第1項の規定によって国際出願日に出願された実用新案登録出願と見なされる国際出願(以下、“国際実用新案登録出願”という。)に関しては、第20条で準用する特許法第54条の規定はこれを適用しない。

第58条(新規性がある考案と見なす場合の特例) 国際実用新案登録出願した考案に関して第6条第1項第1号及び第3号の規定を適用しようとする者は、その旨を記載した書面及びこれを証明することができる書類を第6条第2項の規定にかかわらず産業資源部令が定める期間内に特許庁長に提出することができる。

第59条(国際実用新案登録出願の翻訳文) ?国際実用新案登録出願を外国語で出願した出願人は、特許協力条約第2条(xi)の優先日(以下、“優先日”という。)から2年6ヶ月(以下“国内書面提出期間”という。)以内に国際出願日に提出した明細書・請求の範囲・図面(図面のうち説明部分に限る。)及び要約書の国語翻訳文を特許庁長に提出しなければならない。但し、国際実用新案登録出願の出願人が同条約第19(1)の規定によって請求の範囲に関する補正をしたときには、補正後の請求の範囲に対してのみ国語翻訳文を提出することができる。

?国内書面提出期間内に第1項の規定による明細書及び請求の範囲に対する国語翻訳文の提出がない場合には、その国際実用新案登録出願は取り下げられたものと見なす。

?第1項の規定によって国語翻訳文を提出した出願人は、国内書面提出期間内にその翻訳文に替わって新しい国語翻訳文を提出することができる。但し、出願人が特許協力条約第23条(2)又は第40条(2)の規定による請求(以下、“国内処理の請求”という。)をした後には、この限りでない。

?国際出願日に提出された国際実用新案登録出願の明細書若しくは請求の範囲に記載された事項及び図面中の説明部分として国内書面提出期間の満了日(その期間内に出願人が国内処理の請求をしたときにはその請求日をいい、以下、“基準日”という。)までに提出された第1項又は第3項の規定による国語翻訳文(以下、“出願翻訳文”という。)に記載されていないものは、国際出願日に提出された国際実用新案登録出願の明細書及び請求の範囲に記載されていないものと見なすか、図面中の説明がなかったものと見なす。

?国際実用新案登録出願の国際出願日に提出された出願書は、第9条第1項の規定によって提出された出願書と見なす。

?国際実用新案登録出願の明細書・請求の範囲・図面及び要約書の出願翻訳文(国語で出願された国際実用新案登録出願の場合には、国際出願日に提出された明細書・請求の範囲・図面及び要約書)は、第9条第2項の規定によって提出された明細書・図面及び要約書と見なす。

?第63条第1項及び第2項の規定は、第1項但し書きの規定によって補正後の請求の範囲に対する国語翻訳文だけを提出する場合には、これを適用しない。

?第1項但し書きの規定によって補正後の請求の範囲に対する国語翻訳文だけを提出する場合には、国際出願日に提出した請求の範囲はこれを認めない。

第60条(実用新案登録出願等に対する優先権主張の特例) ?国際実用新案登録出願に関しては、第18条第2項及び第19条第2項の規定はこれを適用しない。

?国際実用新案登録出願に関する第18条第4項の規定を適用するにおいては、同項中“実用新案登録出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面”は“第59条第1項の規定によって国際出願日に提出された国際出願の明細書・請求の範囲又は図面(図面中の説明部分に限る。)及びこれらの書類の出願翻訳文又は国際出願日に提出された国際出願の図面(図面中の説明部分を除く。)”、“登録公告”は“登録公告又は特許協力条約第21条で規定する国際公開”と見なす。

?第18条第1項の規定による先出願が国際実用新案登録出願又は特許法第199条第2項の規定による国際特許出願である場合に第18条第1項・第3項・第4項及び第19条第1項の規定を適用するにおいては、第18条第1項及び第3項中“出願書に最初に添付された明細書又は図面”は“第59条第1項又は特許法第201条第1項の規定によって国際出願日に提出された国際出願の明細書・請求の範囲又は図面”と見なし、同条第4項中“先出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面”は“先出願の第59条第1項又は特許法第201条第1項の規定によって国際出願日に提出された国際出願の明細書・請求の範囲又は図面”と見なし、“その先出願に関して出願公開”は“その先出願に関して特許協力条約第21条で規定する国際公開”と見なし、第19条第1項中“その出願日から1年3ヶ月を経過したとき”は“第59条第4項又は特許法第201条第4項の規定による基準日又は第59条第1項若しくは特許法第201条第1項の規定による国際出願日から1年3ヶ月を経過したときのうち遅いとき”と見なす。

?第18条第1項の規定による先出願が第71条第4項又は特許法第214条第4項の規定によって実用新案登録出願又は特許出願と見なされる国際実用新案登録出願である場合に第18条第1項・第3項及び第4項又は第19条第1項の規定を適用するにおいては、第18条第1項及び第3項中“出願書に最初に添付された明細書又は図面”は“第71条第4項又は特許法第214条第4項で規定する国際出願日と認めることができた日の国際出願の明細書・

請求の範囲又は図面”と見なし、第18条第4項中“先出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面”は“先出願の第71条第4項又は特許法第214条第4項で規定する国際出願日と認めることができた日の国際出願の明細書・請求の範囲又は図面”と見なし、第19条第1項中“その出願日から1年3ヶ月を経過したとき”は“第71条第4項又は特許法第214条第4項で規定する国際出願日と認めることができた日から1年3ヶ月を経過したとき又は第71条第4項若しくは特許法第214条第4項で規定する決定をしたときのうち遅いとき”と見なす。

第61条(書面の提出) ?国際実用新案登録出願の出願人は、国内書面提出期間内に次の各号の事項を記載した書面を特許庁長に提出しなければならない。この場合、国際実用新案登録出を外国語で出願した出願人は第59条第1項の規定による翻訳文を共に提出しなければならない。

- 1.出願人の氏名及び住所(法人の場合には、その名称及び営業所の所在地)
- 2.出願人の代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地(代理人が特許法人である場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)
- 3.
- 4.考案の名称
- 5.考案者の氏名及び住所若しくは営業所
- 6.国際出願日及び国際出願番号

?特許庁長は、次の各号の1に該当する場合には補正期間を定めて補正を命じなければならない。

- 1.第1項前段の規定による書面を国内書面提出期間内に提出しなかった場合
- 2.第1項前段の規定により提出された書面がこの法またはこの法による命令が定める方式に違反される場合

?第2項の規定により補正命令を受けた者が指定された期間内に補正をしなかった場合に特許庁長は当該国際実用新案登録出願を無効にすることができる。

第62条(図面の提出) ?国際実用新案登録出願の出願人は、国際出願日に提出した国際出願が図面を含まない場合には、基準日までに図面(図面に関する簡単な説明を含む。)を特許庁長に提出しなければならない。

?特許庁長は、基準日までに第1項の規定による図面の提出がないときには、国際実用新案登録出願の出願人に期間を定めて図面の提出を命ずることができる。基準日までに第59条第1項又は第3項の規定による図面の国語翻訳文の提出がないときにもまた同様である。

?特許庁長は、第2項の規定によって図面の提出命令を受けた者がその指定された期間内に図面を提出しなかったときには、当該国際実用新案登録出願を無効とすることができる。

?第1項又は第2項の規定によって提出された図面は、第13条第1項の規定による補正と見なす。但し、第13条第1項の補正期間は、図面の提出にこれを適用しない。

第63条(国際調査報告書を受けた後の補正) ?国際実用新案登録出願の出願人は、特許協力条約第19条(1)の規定によって国際調査報告書を受けた後に国際実用新案登録出願の請求の範囲に関して補正をした場合には、基準日までに当該補正書の国語翻訳文を特許庁に提出しなければならない。

?第1項の規定によって補正書の国語翻訳文が提出されたときには、その国語翻訳文によって第13条第1項の規定による請求の範囲が補正されたものと見なす。

?国際実用新案登録出願の出願人は、特許協力条約第19条(1)の規定による説明書を同条約第2条(xix)の国際事務局(以下、“国際事務局”といふ。)に提出した場合には、その説明書の国語翻訳文を特許庁長に提出しなければならない。

?国際実用新案登録出願の出願人が基準日までに第1項又は第3項の規定による補正書又は説明書の国語翻訳文を提出しなかった場合には、特許協力条約第19条(1)の規定による補正書又は説明書が提出されなかつたものと見なす。

?第13条第1項の規定による補正期間は、第2項の補正にはこれを適用しない。

第64条(国際予備審査報告書作成前の補正) ?国際実用新案登録出願の出願人は、特許協力条約第34条(2)(b)の規定によって国際予備審査報告書が作成される前に国際実用新案登録出願の明細書・請求の範囲及び図面に対して補正をした場合には、基準日までに当該補正書の国語翻訳文を特許庁長に提出しなければならない。

?第1項の規定によって補正書の国語翻訳文が提出されたときには、当該補正書の国語翻訳文によって第13条第1項の規定による明細書及び図面が補正されたものと見なす。

?国際実用新案登録出願の出願人が基準日までに第1項で規定した手続を踏まなかつた場合には、特許協力条約第34条(2)(b)の規定による補正書を提出しなかつたものと見なす。

第65条(補正の特例) ?国際実用新案登録出願に関する補正(第63条第2項及び第64条第2項による補正を除く。)は、第13条第1項の規定にかかわらず第29条第1項の規定による登録料及び第30条第1項の規定による手数料を納付し、第59条第1項の規定による国語翻訳文(国語で提出された国際実用新案登録出願の場合を除く。)を提出し、基準日が経過した後でなければこれをすることができない。

?第13条第1項但し書きの規定は、特許協力条約第28条(1)又は同条約第41条(1)の規定によって行った国際実用新案登録出願の補正に関しては、これを適用しない。

?第14条の規定は、国際実用新案登録出願の補正が可能な範囲に関してこれを適用するにおいては、“実用新案登録出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された事項”は“国際出願日に提出した国際実用新案登録出願の明細書、請求の範囲又は図面(図面中、説明部分に限る。)の翻訳文や国際出願日に提出した国際実用新案登録出願の図面(図面中、説明部分を除く。)に記載された事項”とする。

第66条(二重出願時期の制限) 特許法第199条第1項の規定によって国際出願日に出願された特許出願と見なされる国際出願を基礎にして実用新案登録出願で二重出願をする場合には、この法第17条第1項の規定にかかわらず特許法第82条第1項の規定による手数料を納付し、同法第201条第1項の規定による翻訳文(国語で出願された国際特許出願の場合を除く。)を提出した後(特許法第214条第4項の規定によって国際出願日と認めることができた日に出願されたものと見なされる国際出願を基礎にする場合には、同条第4項の規定による決定があつた後)でなければこれをすることができない。

第67条(実用新案登録異議申立の特例) 国際実用新案登録出願の実用新案登録に対しては第47条第1項各号の規定による場合外に考案が次の各号の1該当しないという理由で実用新案登録異議申立をすることができる。

1.国際出願日に提出された国際出願の明細書、請求の範囲又は図面(図面中、説明部分に限る。)とその出願翻訳文に共に記載されている考案

2.国際出願日に提出された国際出願の図面(図面中、説明部分を除く。)に記載された考案

[全文改正 2002.12.11]

第 68 条(実用新案登録の無効審判の特例) 国際実用新案登録出願の実用新案登録に対しては第 49 条第 1 項各号の規定による場合外に考案が次の各号の 1 に該当しないという理由で実用新案登録の無効審判を請求することができる。

1.国際出願日に提出された国際出願の明細書、請求の範囲又は図面(図面中、説明部分に限る。)とその出願翻訳文に共に記載されている考案

2.国際出願日に提出された国際出願の図面(図面中、説明部分を除外する。)に記載されている考案

[全文改正 2002.12.11]

第 69 条(実用新案技術評価の請求時期の制限) 国際実用新案登録出願に関する実用新案技術評価の請求に対して第 21 条を適用するにおいて、同条第 1 項中“誰でも”は“基準日を経過した後には誰でも”と見なす。

第 70 条(登録料納付の特例) 国際実用新案登録出願の最初 1 年分登録料の納付に対して第 29 条を適用するにおいて、同条第 2 項中“実用新案登録出願(第 16 条の規定による分割出願及び第 17 条の規定による二重出願の場合には、それぞれ分割出願又は二重出願をいう。)と同時に”は“第 59 条第 1 項で規定する国内書面提出期間内(同条第 3 項の規定による国内処理の請求をした場合には、その国内処理の請求時まで)”と見なす。

第 71 条(決定によって実用新案登録出願となる国際出願) ?国際出願の出願人は、特許協力条約によって実用新案登録を受けるために大韓民国を指定国に指定した国際出願が同条約第 2 条(xv)の受理官庁によって同条約第 25 条(1)(a)又は(b)の規定による国際出願日の認定拒否又は国際出願の取下げと見なす旨の宣言が行われたり、国際事務局によって同条(1)(a)の規定による記録原本不受理の認定が行われたときには、産業資源部令が定める期間内に産業資源部令が定めるところに従い特許庁長に同条(2)(a)の規定によって当該拒否・宣言又は認定が正当なかどうかを決定してくれることを申請することができる。

?第 1 項の申請をする者は、申請書に明細書・請求の範囲又は図面(図面中、説明部分に限る。)その他産業資源部令が定める国際出願に関する書類の国語翻訳文を添付して特許庁長に提出しなければならない。

?特許庁長は、第 1 項の申請があるときには、当該拒否・宣言又は認定が特許協力条約及び同条約規則の規定に従い正当に行われたものなのかに関して決定をしなければならない。

?特許庁長は、第 3 項の規定によってその拒否・宣言又は認定が特許協力条約及び同条約規則の規定に従い正当に行われたものではないという決定をしたときには、その決定に関する国際出願はその国際出願に対して拒否・宣言又は認定がなかったのであれば国際出願日と認められることができた日に出願された実用新案登録出願と見なす。

?第 57 条第 2 項・第 58 条・第 59 条第 4 項乃至第 8 項・第 60 条第 1 項及び第 2 項・第 62 条・第 65 条及び第 67 条乃至第 70 条の規定は、第 4 項の規定によって国際出願日と認められることができた日に出願された実用新案登録出願と見なす国際出願に関して、これを準用する。

?第4項の規定によって実用新案登録出願と見なされる国際出願の補正に対して第13条第1項の規定を適用するにおいて、同項但し書き中“実用新案登録出願日”は“第71条第4項で規定する正当にされたものでないという決定をした日”と見なす。

第72条(特許法の準用) 特許法第192条乃至第198条の2・第206条・第210条及び同法第211条の規定は、国際実用新案登録出願に関してこれを準用する。この場合、同法第201条中“出願審査の請求”は“国内処理の請求”と見なす。

第10章 補 則

第73条(実用新案公報) ?特許庁は、実用新案公報を発行しなければならない。

?実用新案公報は、産業資源部令が定めるところによって電子的媒体で発行することができる。

?特許庁長は、電子的媒体で実用新案公報を発行する場合には、情報通信網を活用して実用新案公報の発行事実・主要目録及び公示送達に関する事項を知らせなければならない。

第74条(2以上の請求項がある実用新案登録又は実用新案権に関する特則) 第48条で準用する特許法第74条第4項、この法第21条第2項、第25条第4項、第31条第1項第2号、第32条第1項第1号(消滅に限る。)、第40条第1項第1号・第3号・第5号、第42条で準用する特許法第101条第1項第1号、第119条第1項、この法第49条第2項・第3項、第51条第5項、第56条で準用する特許法第139条第1項、第181条、第182条又は特許法第104条第1項第2号・第4号・第5号は2以上の請求項がある実用新案登録又は実用新案権に関してこれを適用するにおいては、請求項ごとに実用新案登録がされたり実用新案権があるものと見なす。

第75条(実用新案登録の表示) 実用新案権者・専用実施権者又は通常実施権者は、登録実用新案に関する物品又はその物品の容器若しくは包装に実用新案登録の表示をすることができる。

第76条(虚偽表示の禁止) 誰でも次の各号の1に該当する行為をしてはいけない。

- 1.実用新案登録されたものでない物品、実用新案登録出願中でない物品又はその物品の容器若しくは包装に実用新案登録の表示又は実用新案登録出願の表示をしたりこれと混同しやすい表示をする行為
- 2.第1号の表示をしたものを譲渡・貸与又は展示する行為
- 3.第1号の物品を生産・使用・譲渡又は貸与するために広告・看板又は標札にその物品が実用新案登録若しくは実用新案登録出願されたものと表示したりこれを混同しやすい表示をする行為

第77条(特許法の準用) 特許法第216条、第217条、第217条の2、第128条乃至第220条、第222条及び第224条の2の規定は、実用新案に関してこれを準用する。この場合、同法第217条及び第217条の2中“審査”は“実用新案技術評価”と見なす。

第11章 罰 則

第 78 条(侵害罪) ?実用新案権又は専用実施権を侵害した者は、7 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金に処する。

?第 1 項の罪は、告訴があつてこそ公訴を提起することができる。

第 79 条(偽証罪) ?この法の規定によって宣誓した証人・鑑定人又は通訳人が特許審判院に対して虚偽の陳述・鑑定又は通訳をしたときには、5 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

?第 1 項の規定による罪を犯した者がその事件の実用新案登録異議申立に対する決定又は審判に対する審決の確定前に自首したときには、その刑を減輕又は免除することができる。

第 80 条(虚偽表示の罪) 第 76 条の規定に違反した者は、3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

第 81 条(嘘行為の罪) 嘘その他不正な行為によって実用新案登録、技術評価の請求に対する決定、実用新案登録異議申立に対する決定又は審判に対する審決を受けた者は、3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

第 82 条(秘密漏泄罪等) 特許庁職員・特許審判院職員又はその職にいた者がその職務上知った実用新案登録出願中の考案に関して秘密を漏洩したり盗用したときには、2 年以下の懲役又は 300 万ウォン以下の罰金に処する。

第 83 条(専門調査機関等の役・職員に対する公務員擬制) 専門調査機関又は第 77 条で準用する特許法第 217 条の 2 の規定による特許文書電子化機関の役員・職員又はその職にいた者は、本法第 82 条の規定を適用するにおいては特許庁職員又はその職にいた者と見なす。

第 84 条(両罰規定) 法人の代表者、法人又は個人の代理人・使用人その他従業員がその法人又は個人の業務に関して第 78 条第 1 項・第 80 条又は第 81 条の違反行為をしたときには、行為者を罰するほかにその法人に対しては次の各号の 1 に該当する罰金刑を、その個人に対しては各該当条の罰金刑を科する。

1. 第 78 条第 1 項の場合: 3 億ウォン以下の罰金
2. 第 80 条又は第 81 条の場合: 6 千万ウォン以下の罰金

第 85 条(没収等) ?第 78 条第 1 項に該当する行為で造成した物品又はその行為から生じた物品は、これを没収したり被害者の請求によってその物品を被害者に交付することを宣告しなければならない。

?被害者は、第 1 項の規定による物品の交付を受けた場合には、その物品の価額を超過する損害の額に限り賠償を請求することができる。

第 86 条(過怠料) ?次の各号の 1 に該当する者は、50 万ウォン以下の過怠料に処する。

1. [民事訴訟法第 299 条第 2 項及び同法第 367 条](#) の規定によって宣誓をした者として、特許審判院に対して虚偽の陳述をした者
2. 特許審判院から証拠調査又は証拠補填に関して書類その他物品の提出又は提示の命令を受けた者として、正当な理由なしにその命令に応じなかった者

- 3.第 42 条で準用する特許法第 125 条の規定による登録実用新案の実施報告の命令に正当な理由なしに応じなかった者
- 4.特許審判院から証人・鑑定人又は通訳人に召喚された者として、正当な理由なしに召喚に応じなかったり宣誓・陳述・証言・鑑定又は通訳を拒否した者
- ?第 1 項の規定による過怠料は、大統領令が定めるところによって特許庁長が賦課・徴収する。
- ?第 2 項の規定による過怠料の処分に不服がある者は、その処分の告知を受けた日から 30 日以内に特許庁長に異議を提起することができる。
- ?第 2 項の規定による過怠料の処分を受けた者が第 3 項の規定による異議を提起したときには、特許庁長は遅滞なく管轄法院にその事実を通報しなければならず、その通報を受けた法院は非訟事件手続法による過怠料の裁判をする。
- ?第 3 項の規定による期間内に異議を提起せずに過怠料を納付しなかったときには、国税滞納処分の例によってこれを徴収する。

附 則

第 1 条(施行日) この法は、1999 年 7 月 1 日から施行する。但し、第 4 条で準用する特許法第 28 条の 2 乃至第 28 条の 5 の規定は、1999 年 1 月 1 日から適用し、この法第 59 条第 6 項中の国語で出願された国際実用新案登録出願の明細書・請求の範囲・図面及び要約書の効力に関する規定、第 65 条第 1 項中の国語で出願された国際実用新案登録出願に対する翻訳文提出免除に関する規定、第 72 条で準用する特許法第 210 条中の国語で出願された国際特許出願に対する翻訳文の提出免除に関する規定と第 72 条で準用する特許法第 193 条第 1 項及び同法第 198 条の 2 の規定は、特許協力条約第 16 条(3)(b)の規定によって大韓民国政府が国際調査機関選定と関連して国際事務局と締結する協定が発効される日から適用する。

第 2 条(一般的な経過措置) この法施行当時、従前の規定によって出願された実用新案登録出願及び同実用新案登録出願に関する審査、実用新案登録、実用新案権、実用新案登録異議申立、審判、再審及び訴訟は、従前の規定による。

第 3 条(電子文書による実用新案関連手続の処理に関する適用例) 第 4 条で準用する特許法第 28 条の 3 乃至第 28 条の 5 及びこの法第 77 条で準用する特許法第 217 条の 2 第 5 項の規定は、1999 年 1 月 1 日以後最初に出願される実用新案登録出願から適用する。

第 4 条(実用新案登録要件に関する適用例) 第 5 条第 3 項の規定は、この法施行後に実用新案登録出願した考案(以下、この条で“後出願考案”という。)がこの法施行前に実用新案登録出願をして後出願考案の出願日後に出願公開された実用新案登録出願の出願書に添付された明細書又は図面に記載された考案と同一な場合にも、これを適用する。

第 5 条(従前の実用新案登録出願に対する新法適用の特例) ?附則第 2 条の規定にかかわらずこの法施行当時特許庁に係属中の実用新案登録出願(この法施行日現在当該実用新案登録出願の出願日から 6 年を経過した出願を除く。)に対して出願人の申請がある場合、当該実用新案登録出願に対しては、この法の規定を適用する。

?第 1 項の規定によってこの法の適用を受けるために申請をしようとする者は、この法施行日から 1 年以内に産業資源部令が定めるところに従い特許庁長に申請書を提出しなければならない。但し、従前の第 36 条第 1 項又は従前の第 44 条第 4 項の規定によって実用新案登録出願と見なされた国際出願に対するこの法適用の申請は、申請当時に

従前の第37条第1項及び従前の第38条の規定によって翻訳文及び書面を提出し、従前の第17条第1項の規定によって手数料を納付した場合に限る。

?第1項の規定によってこの法の適用を受けることになった実用新案登録出願は当初の実用新案登録出願の出願日に出願されたものと見なし、当初の実用新案登録出願は第1項の規定による申請日に取り下げられたものと見なす。

?第1項の規定によってこの法の適用を受けることになった実用新案登録出願の出願書に添付された明細書・図面又は要約書の補正是、第13条第1項但し書きの規定にかかわらず第2項の規定によって申請書を提出した日から第13条第1項但し書きの規定による産業資源部令が定める期間内にこれをすることができる。

第6条(他の法律の改正) ?発明振興法中、次の通り改正する。

第14条中“実用新案法第11条”を“実用新案法第20条”とする。

?法院組織法中、次の通り改正する。

第28条の4第1号及び第54条の2第2項中“実用新案法第35条”をそれぞれ“実用新案法第55条”とする。

附 則[2001.2.3]

?**(施行日)** この法は、2001年7月1日から施行する。但し、第10条、第19条第1項、第28条の2のうち特許法第141条及び第142条に関する部分、第31条第2項・第3項、第77条で準用する特許法第217条第1項但し書き及び第83条の改正規定は公布した日から施行する。

?**(実用新案登録要件に関する適用例)** 第5条第1項第2号及び第6条第1項第1号ハ目の改正規定は、本法施行後最初に出願する実用新案登録出願から適用する。

?**(一般的経過措置)** 本法施行当時従前の規定により提出された実用新案登録出願に対する基礎的要件審査・実用新案登録・実用新案権・実用新案登録異議申立・審判・再審及び訴訟は従前の規定による。但し、次の各号の1に該当する場合には、この限りでない。

- 1.実用新案技術評価をするにおいては、第27条第4項の改正規定にて準用する特許法第77条第3項を適用する。この場合、同法同条同項で準用している同法第136条第9項に限りこれを適用する。
- 2.技術評価請求書を却下するにおいては、第28条の2の改正規定にて準用する特許法第141条を適用する。
- 3.登録料の追加納付による実用新案権を遡及して存続擬制するにおいては、第29条の3の改正規定を適用する。
- 4.実用新案登録異議申立をするにおいては、第48条で準用する特許法第77条第3項を適用する。この場合、同法同条同項で準用している同法第136条第9項に限りこれを適用する。
- 5.実用新案登録の無効審判を請求するにおいては、第49条の2の第1項乃至第3項の改正規定、同条第4項の改正規定で準用している第51条第2項乃至第4項、第6項乃至第10項及び第55条第1項・第2項・第5項を各々適用する。

附 則[2002.1.26:民事訴訟法]

?**(施行日)** この法は、2002年7月1日から施行する。

附 則[2002.12.11]

? (施行日) この法は、公布後 5 ヶ月が経過した日から施行する。但し、第 59 条第 1 項の改正規定は公布した後 3 ヶ月が経過した日から施行する。

? (実用新案技術評価の処理に関する適用例) 第 28 条の 2 の改正規定は、法施行後最初に申請される実用新案技術評価から適用する。

? (国際実用新案登録出願の国内書面提出期間に関する経過措置) この法施行当時国内書面提出期間が経過された国際実用新案登録出願に対しては第 59 条第 1 項の改正規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則[2004.12.31:意匠法]

第 1 条 (施行日) この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

附 則[2005.5.31]

この法は、2005 年 9 月 1 日から施行する。